under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the examination of qualifications by Japan Atomic Energy Agency for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺　Time limit for tender ; 3 : 00 PM, 10 November 2011

⑻　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1122 (ex. 41031)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月20日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第23―1437―2号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量　水槽付消防ポンプ車　1式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成24年3月21日

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法

①　総価で行う。

②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査において資格を有すると認められた者であること。

⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中の者でないこと。

⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松4番地49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第1課　電話029―282―1122（代）　内線41031

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　平成23年11月10日午後3時00分

⑷　開札の日時及び場所　平成23年11月24日午後1時30分　独立行政法人日本原子力研究開発機構　本部　入札室

4　その他

⑴　契約手続に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。

②　上記①の提出書類に基づき当該物品等の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。

⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　その他詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Shuichi Zushi Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the products to be procured ; 17

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; Firefighting pump cars with water tank, 1 set

⑷　Delivery period ; By 21 March 2012

⑸　Delivery place ; place appointed by Japan Atomic Energy Agency

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the examination of qualifications by Japan Atomic Energy Agency for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺　Time limit for tender ; 3 : 00 PM, 10 November 2011

⑻　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1122 (ex. 41031)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月20日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

理事　井上　　明

◎調達機関番号　603　◎所在地番号　13

○第3号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　2

⑵　購入等件名及び予定数量　中部地区施設A重油

①　国立信州高遠青少年自然の家（ＪＩＳ1種1号）　125,000Ｌ

②　国立乗鞍青少年交流の家（ＪＩＳ1種2号）　214,000Ｌ

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　平成23年11月18日から平成24年10月31日

⑸　納入場所　当機構が指定する場所

⑹　入札方法　入札金額は、1Ｌ当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。